参考資料２

○枚方市社会福祉審議会条例

平成25年12月９日
条例第41号
改正　平成27年３月９日条例第13号
平成27年６月16日条例第24号
平成29年９月13日条例第40号
令和４年６月16日条例第20号
令和５年３月７日条例第５号

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第７条第１項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（調査審議事項の特例）

第３条　審議会は、法第７条第１項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第12条第１項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

（組織）

第４条　審議会は、委員19人以内で組織する。

（平27条例13・一部改正）

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、３年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、３年以内）とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（臨時委員の任期）

第６条　臨時委員の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担任する臨時委員にあっては３年（臨時委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあっては、３年以内）とし、当該事項のうち特定の事項を担任する臨時委員にあっては当該特定の事項の調査審議が終了するまでとする。

（平27条例13・一部改正）

（会議）

第７条　審議会の会議は、委員長（委員長が定められていない場合にあっては、市長）が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員長は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の４分の１以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

３　審議会の会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ、開くことができない。

４　審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　前各項に定めるもののほか、審議会の会議については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第５条第２項の規定の例による。

（令４条例20・一部改正）

（会議の公開等）

第８条　審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

（１）　枚方市情報公開条例（平成29年枚方市条例第40号）第５条に規定する非公開情報が含まれる事項に関する調査審議を行う会議

（２）　公開することにより、公正かつ円滑な調査審議が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

２　審議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

（平29条例40・一部改正）

（専門分科会）

第９条　審議会は、次の各号に掲げる合議制の機関が処理すべき事項を担任するものとし、審議会に、当該各号に掲げる合議制の機関として、それぞれ専門分科会を置く。

（１）　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第４項に規定する合議制の機関

（２）　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する合議制の機関

（３）　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第１項に規定する合議制の機関

（平27条例13・全改、平27条例24・令５条例５・一部改正）

（専門分科会の組織及び運営）

第10条　専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

２　専門分科会に専門分科会長を置き、それぞれの専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

３　専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。

４　専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。

５　第７条及び第８条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

６　審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第11条　社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第３条第１項に定めるもののほか、必要に応じ、専門分科会に審査部会を置くことができる。

２　審議会は、審査部会（社会福祉法施行令第３条第１項に規定する審査部会を除く。以下この条において同じ。）

において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（委員の守秘義務）

第12条　委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第13条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

（枚方市障害者施策推進審議会条例の廃止）

２　枚方市障害者施策推進審議会条例（平成24年枚方市条例第36号）は、廃止する。

（枚方市附属機関条例の一部改正）

３　枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔平成27年３月９日条例第13号〕

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（枚方市子ども・子育て審議会条例の廃止）

２　枚方市子ども・子育て審議会条例（平成25年枚方市条例第10号）は、廃止する。

附　則〔平成27年６月16日条例第24号〕

この条例は、公布の日から施行する。

附　則〔平成29年９月13日条例第40号抄〕

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則〔令和４年６月16日条例第20号抄〕

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則〔令和５年３月７日条例第５号〕

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

○枚方市社会福祉審議会規則

平成26年３月31日
規則第26号
改正　平成26年９月30日規則第106号
平成27年３月31日規則第29号
平成30年３月30日規則第20号
令和５年３月31日規則第18号
令和６年３月31日規則第24号
令和６年６月24日規則第45号
令和７年３月７日規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び枚方市社会福祉審議会条例（平成25年枚方市条例第41号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門分科会）

第２条　審議会は、法第11条第２項の規定に基づき、高齢者福祉専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉法人設立認可等専門分科会を置くことができる。

２　専門分科会が調査審議する事項は、それぞれ次のとおりとする。

（１）　民生委員審査専門分科会　民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議

（２）　障害福祉専門分科会　次に掲げる事務

イ　身体障害者の福祉に関する事項の調査審議その他障害者の福祉に関する事項の調査審議

ロ　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第４項各号に掲げる事務

ハ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第10項に規定する事務

（３）　児童福祉専門分科会　次に掲げる事務

イ　児童の福祉に関する事項の調査審議

ロ　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第７条第２号の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

ハ　母子保健法（昭和40年法律第141号）第７条の規定により社会福祉審議会の権限に属せられた事務

（４）　子ども・子育て専門分科会　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第１項各号に掲げる事務

（５）　高齢者福祉専門分科会　高齢者の福祉に関する事項の調査審議

（６）　地域福祉専門分科会　地域福祉に関する事項の調査審議

（７）　社会福祉法人設立認可等専門分科会　次に掲げる事務

イ　社会福祉法人の設立認可に関する審査並びに業務の停止命令、役員の解職勧告及び解散命令に関する調査審議

ロ　養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令及び設置の認可の取消しに関する事項の調査審議

（平26規則106・平27規則29・平30規則20・令５規則18・一部改正）

（審査部会）

第３条　審議会は、政令第３条第１項及び条例第11条第１項の規定に基づき、障害福祉専門分科会に第一審査部会及び第二審査部会を、児童福祉専門分科会に母子・父子福祉審査部会、児童福祉施設認可審査部会及び特定教育・保育における重大事故事案防止に係る検討審査部会を置くことができる。

２　審査部会が審査する事項は、それぞれ次のとおりとする。

（１）　第一審査部会　政令第３条第１項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第２項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第３条第３項に規定する医師の指定の取消しに関する事項の審査

（２）　第二審査部会　育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項の審査

（３）　母子・父子福祉審査部会　母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に規定する母子福祉資金、同法第31条の６に規定する父子福祉資金及び同法第32条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項の審査

（４）　児童福祉施設認可審査部会　次に掲げる事務

イ　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第４項及び第35条第６項に規定する認可並びに同条第４項の規定により設置された保育所に係る同法第46条第４項に規定する事業の停止に関する事項の審査

ロ　児童福祉法第59条第５項に規定する事業の停止及び施設の閉鎖に関する事項の審査

ハ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第３項に規定する認可、同法第21条第２項に規定する命令及び同法第22条第２項に規定する認可の取消しに関する事項の審査

（５）　特定教育・保育における重大事故事案防止に係る検討審査部会　子ども・子育て支援法第27条第１項の規定により市長が確認した施設が行う当該確認に係る同項に規定する特定教育・保育、児童福祉法第59条の２第１項の規定による届出を市長にした施設が行う当該届出に係る事業、就学前の児童を対象とした子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業又は市立ひらかた子ども発達支援センター条例（平成31年枚方市条例第２号）第４条に規定する事業において発生した事故で市長が重大であると認めるものの再発防止対策に関する事項の審査

３　審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

４　審査部会に審査部会長を置き、それぞれの審査部会に属する委員の互選によってこれを定める。

５　審査部会長は、審査部会の会務を掌理する。

６　審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長が指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

（平26規則106・平27規則29・令６規則24・令６規則45・令７規則３・一部改正）

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則〔平成26年９月30日規則第106号抄〕

（施行期日）

１　この規則は、平成26年10月１日から施行する。

附　則〔平成27年３月31日規則第29号〕

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則〔平成30年３月30日規則第20号〕

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則〔令和５年３月31日規則第18号〕

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則〔令和６年３月31日規則第24号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附　則〔令和６年６月24日規則第45号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附　則〔令和７年３月７日規則第３号〕

この規則は、公布の日から施行する。

枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領

この要領は、枚方市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものです。

（傍聴の手続）

１．審議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、事前に自己の住所及び氏名を記載した傍聴人受付簿を提出していただきます。

２．審議会の委員長（以下「委員長」という。）において、特に必要と認めたときは、傍聴を制限することがあります。

（席への立ち入り禁止）

３．傍聴人は、委員席に立ち入ることはできません。

（傍聴席に入ることができない者）

４．会議を妨害し、又は他者に迷惑をおよぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができません。

５．児童及び乳幼児は、傍聴席に入れません。ただし、保護者又は監督者が付き添う場合は、この限りではありません。

（傍聴人が守るべき事項）

６．傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしてはいけません。

７．傍聴人の発言は禁止されます。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止）

８．傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはなりません。ただし、報道関係者など特に委員長の許可を得た者は、この限りではありません。

（係員の指示）

９．傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければなりません。

（違反に対する措置）

10．傍聴人がこの要領に反するときは、委員長がこれを抑止し、その命に従わないときは、退場させることがあります。

（資料の取り扱い）

11．傍聴人には、傍聴の便を図るため当日の会議資料の提供を行います。ただし、用意した部数が不足した場合は供覧による対応とさせていただきます。

No.

枚方市社会福祉審議会　傍聴人受付簿

枚方市社会福祉審議会を傍聴します。

なお、傍聴にあたっては「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する取扱要領」に従い傍聴します。

住　　所	
氏　　名	
傍 聴 日	年　　月　　日（　　）